

令和5年第7回 碧南市教育委員会定例会 会議録

1 日時 令和5年7月27日(木) 午後2時から午後4時26分まで

2 場所 碧南市役所 4階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 岡本 明弘、委員 池田 香代子、委員 伊藤 正幸、委員 大村 幸、
教育長 生田 弘幸

(2) 事務局職員

教育部長 岡崎 康浩、庶務課長 松野 盛高、学校教育課課長補佐 森川 和浩、
生涯学習課長 鈴木 善三、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 杉浦 宏真、
スポーツ課長 中嶋 忠彦、海浜水族館長 森 徹、庶務課庶務係長 井上 貴光

4 傍聴者 0人

5 議案

(1) 協議事項

ア 碧南市立学校教職員ハラスメント防止指針の策定について

イ 令和6年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択について

(2) 報告事項

ア 6月議会一般質問内容及び回答について

イ 学校における諸問題について

(3) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に岡本明弘委員と大村幸委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第4 議案

協議事項ア 碧南市立学校教職員ハラスメント防止指針の策定について

学校教育課課長補佐が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

伊藤委員 新しいパワハラ、アウティングも労災認定されています。このように新しいハラスメントの概念が出てきますが、これらは取り入れられていきますか。

学校教育課 県から、その都度通知があるので、変更を加えるなどの対応
課長補佐 をしていきます。

岡本委員 この方針を教員にどのように周知されますか。

学校教育課 職員会議を通して周知を図ります。他に、今回のような資料
課長補佐 を配布し、様々な場面で徹底を図っていきます。また、これまでの変更点を挙げ、指導し、共通理解を図っていく機会を設けていきます。

池田委員 相談受付票は、どのように提出しますか。

また、行為者聞き取り票や第三者聞き取り票は誰が行いますか。

学校教育課 相談受付票は、校長との面談の際に受け取るなど、いつでも
課長補佐 受け取る用意があります。校長がハラスメントの対象である場合、教頭か教育委員会に提出していただくことになるかと思ひます。

聞き取りは、学校で対応が難しい場合、教育委員会を通じて第三者に依頼して行っていくことになるかと思ひます。

審議の結果、承認された。

報告事項ア 6月議会一般質問内容及び回答について

関係課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員 給食の残菜を減らす取り組みについて、児童への説明では成長に影響しますよとの切り口ですが、その他の取り組みは。今の時代あまり強く言えないと思ひますが。

庶務課長 最後まで食べなさいとは言えません。例えば、給食センター

の調理場を見てもらい、調理員が頑張っている姿を見せるなどの啓発活動などにより、残菜を出さない取り組みをしています。

伊 藤 委 員 学校訪問で見せていただいた際は、相談室はかなりプライバシーが確保されていると思いますが、いかがでしょうか。

学 校 教 育 課 相談活動を行う場合、個室で個別対応してプライバシーを守っています。そのような場合以外でも、別室で見守る活動を行うよう活動を相談員はしています。生徒児童の状況に応じて工夫しています。

岡 本 委 員 お助けスマホ教室は必要がありますか。孫に聞けないような一人の高齢者が多いかとは思いますが、参加者の延べ人数は何名ですか。

生涯学習課長 12名定員8講座で定員96名ですが、6月時点で申し込みは106名あります。参加者は、ほぼ高齢の方たちです。講師は、フリックの仕方や電話をかけるなどのスマートフォンの初期の使い方を丁寧に説明してくださっています。孫に聞けないようなことを教えてくれており、本講座は有効な手段かと思っています。

池 田 委 員 校外にICT機器を持ち出す予定はありますか。
持ち帰ると、紛失のリスクなどありますが、何か対策はありますか。

学 校 教 育 課 現在も持ち帰りはしていないというわけではなく、学校の教育活動で必要な時に持ち帰っています。また、コロナ等で自宅待機をしている子の学びの保障や、その期間の学校との繋がりという側面では、家庭に届けて、本人や家族との面談に十分活用しています。

自由に持ち帰らせる他市に聞きますと、学校のタブレットを好ましくない使い方をしている事例などが多数あり、トラブルが発生しています。これらの状況を踏まえて、適切な使い方を模索しており、状況が整ったら、適切に使っていきたいと

考えています。

審議の結果、了承された。

協議事項イ 令和6年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

《午後2時45分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後2時51分 再開》

審議の結果、承認された。

報告事項イ 学校における諸問題について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

《午後3時15分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後3時17分 再開》

審議の結果、了承された。

(午後4時26分 閉会)

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和5年8月24日

委員

委員